

報道関係者 各位

令和6年10月25日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 渡辺 満

監察監督官 高田豊和

(電話) 024-536-4602

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和5年度の監督指導結果を公表します

福島労働局（局長：井口真嘉）では、このたび、令和5年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった390事業場のうち、197事業場（50.5%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、117事業場（違法な時間外労働があったもののうち59.4%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和5年4月～令和6年3月）

- | | |
|---|----------------|
| (1) 監督指導の実施事業場： | 390 事業場 |
| (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕 | |
| ① 違法な時間外労働があったもの： | 197 事業場（50.5%） |
| うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が | |
| 月80時間を超えるもの： | 117 事業場（59.4%） |
| うち、月100時間を超えるもの： | 65 事業場（33%） |
| うち、月150時間を超えるもの： | 16 事業場（8.1%） |
| うち、月200時間を超えるもの： | 0 事業場（0%） |
| ② 賃金不払残業があったもの： | 53 事業場（13.6%） |
| ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： | 102 事業場（26.2%） |
| (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕 | |
| ① 過重労働による健康障害防止措置が | |
| 不十分なため改善を指導したもの： | 222 事業場（56.9%） |
| ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： | 85 事業場（21.8%） |

別添・参考資料 一覧

○別添

- 別添 1 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
(令和5年4月から令和6年3月までに実施したもの)
- 別添 2 監督指導事例(3例)

○参考資料 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

○そのほか

全国の実施結果は、令和6年7月25日に厚生労働本省において発表しています。

(掲載箇所)

[長時間労働が疑われる事業場に対する令和5年度の監督指導結果を公表します | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和5年4月から令和6年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和5年4月から令和6年3月までに、390事業場に対し監督指導を実施し、327事業場(83.8%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが197事業場、賃金不払残業があったものが53事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが102事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

| | 監督指導実施事業場数 | 労働基準関係法令違反があった事業場数 | 主な違反事項別事業場数 | | | |
|-----------|---------------|--------------------|----------------|---------------|----------------|----|
| | | | 労働時間(注3) | 賃金不払残業(注4) | 健康障害防止措置(注5) | |
| 合計(注1, 2) | 390 (100%) | 327 (83.8%) | 197 (50.5%) | 53 (13.6%) | 102 (26.2%) | |
| 主な業種 | 商業 | 77 (19.7%) | 71 (92.2%) | 34 | 13 | 32 |
| | 製造業 | 85 (21.8%) | 70 (82.4%) | 45 | 8 | 12 |
| | 保健衛生業 | 31 (7.9%) | 29 (93.5%) | 23 | 5 | 8 |
| | 接客娯楽業 | 35 (9.0%) | 30 (85.7%) | 24 | 9 | 15 |
| | 建設業 | 57 (14.6%) | 42 (73.7%) | 21 | 6 | 14 |
| | 運輸交通業 | 41 (10.5%) | 33 (80.5%) | 23 | 5 | 4 |
| | その他の事業(注6) | 36 (9.2%) | 29 (80.6%) | 15 | 4 | 9 |

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

| 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300人以上 |
|-----|---------------|----------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 390 | 70 (17.9%) | 150 (38.5%) | 77 (19.7%) | 52 (13.3%) | 31 (7.9%) | 10 (2.6%) |

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

| 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300人以上 |
|-----|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 390 | 37 (9.5%) | 86 (22.1%) | 64 (16.4%) | 71 (18.2%) | 55 (14.1%) | 77 (19.7%) |

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、222事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

| 指導事業場数 | 指導事項(注1) | | | | | |
|--------|--------------|---------------------------------|-----------------|-------------|------------------------|-----------------------------------|
| | 面接指導等の実施(注2) | 長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3) | 月45時間以内への削減(注4) | 月80時間以内への削減 | 面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5) | ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施 |
| 222 | 58 | 56 | 49 | 171 | 25 | 17 |

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、85事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

| 指導事業場数 | 指導事項(注1) | | | | | |
|--------|---------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|
| | 始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1)) | 自己申告制による場合 | | | 管理者の責務(ガイドライン4(6)) | 労使協議組織の活用(ガイドライン4(7)) |
| | | 自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ) | 実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ) | 適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ) | | |
| 85 | 57 | 0 | 35 | 0 | 4 | 0 |

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった197事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、117事業場で1か月80時間を、うち65事業場で1か月100時間を、うち16事業場で1か月150時間を、うち0事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

| 監督指導実施事業場数 | 労働時間違反事業場数 | 労働時間 | | | | |
|------------|------------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | | 80時間以下 | 80時間超 | 100時間超 | 150時間超 | 200時間超 |
| 390 | 197 | 80 | 117 | 65 | 16 | 0 |

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、26事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、156事業場でタイムカードを基礎に確認し、56事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、19事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、139事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

| 原則的な方法(注1、2) | | | | 自己申告制 (注2、3) |
|--------------|-----------|----------------|---------------|-----------------|
| 使用者が自ら現認 | タイムカードを基礎 | ICカード、IDカードを基礎 | PCの使用時間の記録を基礎 | |
| 26 | 156 | 56 | 19 | 139 |

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

事例 1 (製造業)

- ・ 各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- ・ 36協定で定めた上限時間を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められたことから、指導を実施した。
- ・ 日々の労働時間について、30分未満の切捨てを行っていたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められ、1か月当たりの時間外・休日労働時間数は最長151時間であった。

労働基準監督署の対応

- ① 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ② 労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条違反）
- ③ 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 労働時間管理に関し、日々の労働時間のうち、30分未満の部分を切捨てて計算を行っていた。

労働基準監督署の対応

労働時間の切捨てが発生している可能性を指摘した上で、端数処理の廃止又は処理する時間単位の見直しを行うよう指導

時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

法律上、**時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間**とされており、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

なお、臨時的な特別の事情があり、労使が合意する場合でも、

- ・ 時間外労働……年720時間以内
- ・ 時間外労働＋休日労働……月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

とする必要があります。

■ 新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。



事例 2 (道路貨物 運送業)

- ・ 各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- ・ 36協定で定めた上限時間を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められたことから、指導を実施した。
- ・ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）に定める総拘束時間、最大拘束時間及び連続運転時間を超えていたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められ、1か月当たりの時間外・休日労働時間数は最長119時間であった。

労働基準監督署の対応

- ① 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ② 労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条違反）
- ③ 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 自動車運転者について、1か月の総拘束時間が335時間である者が認められた。また、1日の最大拘束時間である16時間を超える日が週に3回、4時間を超える連続運転時間が認められた。


労働基準監督署の対応

- ① 1か月の総拘束時間を超えていたことについて是正勧告（改善基準告示第4条第1号）
- ② 1日の最大拘束時間を超えていたことについて是正勧告（改善基準告示第4条第2号）
- ③ 連続運転時間が4時間を超えていたことについて是正勧告（改善基準告示第4条第5号）

トラックの「改善基準告示」見直しのポイント

長時間労働・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行ったもの。

改正された改善基準告示の主な内容(2024年4月適用開始)

|  | 2024年3月31日まで | 2024年4月1日以降 |
|---|-------------------------------------|---|
| 1年の拘束時間 | 3,516時間以内 | 原則: 3,300時間以内 例外(※1): 3,400時間以内 |
| 1か月の拘束時間 | 293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可 | 原則: 284時間以内 例外(※1): 310時間以内 (年6か月まで) |
| 1日の休息時間 | 継続8時間以上 | 原則: 継続1.1時間以内時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外: 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※2)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える |

※1 労使協定により延長可(①②を満たす必要あり)

- ① 284時間超は連続3か月まで。
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

事例3 (保健衛生業)

- ・ 各種情報から、賃金不払残業が疑われる事業場に対し、立入調査を実施した。
- ・ 36協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ることなく違法な時間外労働を行わせている状況が認められたことから、指導を実施した。
- ・ 自己申告による労働時間の記録とパソコンのログオン・オフ時間との間に乖離が発生している状況が確認されたため、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の指導

●36協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ることなく違法な時間外労働を行わせている状況が認められた。

労働基準監督署の対応

①36協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ることなく違法な時間外労働を行わせていたことについては是正勧告
(労働基準法第32条違反)

●労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限(月100時間未満、複数月平均80時間以内)を超える違法な時間外・休日労働は認められなかったが、自己申告による労働時間の記録と労働者が使用しているパソコンのログオン・オフ時間との間に乖離が発生している状況が確認された。

労働基準監督署の対応

①過去に遡って労働者に事実関係の聞き取りなど時間外・休日労働の実態調査を行い、調査の結果、差額の割増賃金の支払いが必要になる場合は、追加で当該差額を支払うことを指導。

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン】

(参考資料参照)

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン

(平成 29 年 1 月 20 日策定)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第 4 1 条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。